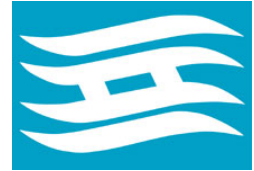


兵庫県公報

令和元年10月15日 火曜日 第49号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更（総合治水課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の（同）	11
○ 同 上（同）	21
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	25
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	26
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	27
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	29
○ 入札公告（管理課）	30
○ 同 上（同）	33
警察本部公告	
○ 入札公告	36
正 誤	
○ 平成19年6月19日付け兵庫県公報第1885号中号中	38

告 示

兵庫県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医

療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションMARE	伊丹市山田5-3-3 スギ薬局2F	令和元年7月12日
ラルジュ伊丹訪問看護ステーション	同 市西台2-5-22 アーバンレックス伊丹301号室	同 年8月2日
日本調剤近畿中央病院前薬局	同 市車塚3-1	同 年9月1日
順心会訪問看護ステーション加古川	加古川市神野町石守1632	同 年7月23日
みづき訪問看護・リハステーション	同 市加古川町美乃利162-1 アールサンビル2階	同
こくらクリニック泌尿器科	宝塚市山本東3-11-25 2階	令和元年8月1日
ウエルシア薬局宝塚山本店	同 市山本中2-1-29	同 年9月1日
じょうとんば訪問看護リハビリステーション	高砂市高砂町農人町1788-1 プレストージ高砂102号	同 年8月1日
おかのうクリニック	川西市鶯が丘19-10	同 年9月1日
ウエルシア薬局三田ウッディタウン店	三田市けやき台1-5	同
かつはら薬局咲ランド店	宍粟市山崎町中井7-4 咲ランド2階	同
かんだ内科クリニック	たつの市新宮町吉島619-6	同
ちとせ薬局	同 市新宮町吉島619-7	同
吉田薬局	神崎郡福崎町福田437	令和元年7月11日
姫路医療生協訪問看護ステーション太子	揖保郡太子町立岡115-7	同 年9月1日



兵庫県告示第482号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
さわだ眼科・皮膚科	芦屋市岩園町7-25	医療機関名称
あらかわ整形外科	同 市東山町15-12	同 上

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
新世薬局宇原店	洲本市宇原2251-2
新世薬局洲本本町店	同 市本町2-2-11

新世薬局納店	同 市納215
新世薬局都志店	同 市五色町都志大日68—3
新世薬局芦屋東山店	芦屋市東山町15—12 1F
荒牧あおやま歯科医院	伊丹市荒牧1—4—30
ゆうこう眼科クリニック	加古川市平岡町新在家1573—1
新世薬局平津店	同 市米田町平津413—1
いずみ薬局	三田市南が丘1—30—28
フラワー薬局八鹿店	養父市八鹿町八鹿1834—6
フラワー薬局丹波店	丹波市氷上町石生1783—6 ザ・ビッグエクストラ氷上店内
新世薬局福良店	南あわじ市福良甲1528—5
新世薬局夢舞台店	淡路市夢舞台1—34
新世調剤薬局一宮店	同 市多賀1283—2
新世薬局新島店	同 市志筑新島10—11
新世薬局田井店	同 市志筑1791—5
新世薬局大町店	同 市大町下362—5
新世薬局志筑連上店	同 市志筑1718—1
吉田薬局	神崎郡福崎町福田437
安藤歯科医院	赤穂郡上郡町上郡926—1



兵庫県告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
さくら薬局	三木市大村字高柳144—5	株式会社メディカルジェーネット	神戸市中央区熊内橋通6—3—14	令和元年7月24日
医療法人社団景珠会八重垣病院	たつの市新宮町井野原531—2	医療法人社団景珠会	たつの市新宮町井野原531—2	同 年6月1日



兵庫県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年

法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
あそか苑居宅介護支援事業所	伊丹市瑞穂町6—46	社会福祉法人明照会	伊丹市中野西1—18	所在地
あそか苑訪問介護事業所	同 上	同 上	同 上	同 上
宝塚市社会福祉協議会ケアセンター光明	宝塚市小林4—4—47	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会	宝塚市安倉西2—1—1	同 上
宝塚市社会福祉協議会光明ヘルパーステーション	同 上	同 上	同 上	同 上
宝塚市社会福祉協議会光明訪問看護ステーション	同 上	同 上	同 上	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
新世薬局宇原店	洲本市宇原2251—2	新世薬品株式会社	淡路市志筑新島10—11
新世薬局洲本本町店	同 市本町2—2—11	同 上	同 上
新世薬局納店	同 市納215	同 上	同 上
新世薬局都志店	同 市五色町都志大日68—3	同 上	同 上
新世薬局芦屋東山店	芦屋市東山町15—12 1F	同 上	同 上
プラスワンケアサポートセンター	川西市栄町25—1 アステ川西5階	プラスワンケアサポート株式会社	川西市栄町25—1 アステ川西5階
新世薬局田井店	淡路市志筑1791—5	新世薬品株式会社	淡路市志筑新島10—11
新世薬局夢舞台店	同 市夢舞台1—34	同 上	同 上
新世薬局新島店	同 市志筑新島10—11	同 上	同 上
新世薬局一宮店	同 市多賀1283—2	同 上	同 上
新世薬局大町店	同 市大町下362—5	同 上	同 上
パナソニックエイジフリーケアセンター淡路島・訪問入浴	同 市志筑3101ジェルメライトA103号室	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真1048

株式会社ニシムラ百貨店	美方郡新温泉町井土16-1	株式会社ニシムラ百貨店	美方郡新温泉町井土16-1
-------------	---------------	-------------	---------------



兵庫県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
釣 井 梨 帆	iCure鍼灸接骨院伊丹鴻池	伊丹市鴻池4-1-10 OASISTown伊丹 鴻池メディカルゾーン	令和元年7月29日
宮 原 和 志	プラスはりきゅう整骨院	加古川市加古川町平野333 ミキハウス102	同 月27日
黒 田 剛	結い治療院	丹波市柏原町下小倉557-1	令和元年9月1日



兵庫県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年10月2日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	古池地区	令和元年10月15日から 同 年11月5日まで	加古川市役所



兵庫県告示第487号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日本毛織株式会社印南工場

- 加古川市米田町船頭440番地
工場長 野 村 隆 哉
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本毛織株式会社印南工場
加古川市米田町船頭440番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	19号ニ 精練機及び精練そう	
能	力	6,000kg/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6時～22時 16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～6.5	4～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	190	2,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	165	1,400
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	115	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	20	30
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	2	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		120	1,200
		355	450

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月15日から同年11月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第488号

令和元年兵庫県告示第100号により洪水浸水想定区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、同表の右欄に掲げる事項を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第3項の規定により公表する。

その関係図書は、県土整備部土木局総合治水課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

水 系 名	河 川 名	変更した事項
千種川水系	佐用川	1 指定の区域 2 浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間 3 水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深



兵庫県告示第489号

令和元年兵庫県告示第100号により洪水浸水想定区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、同表の右欄に掲げる事項を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第3項の規定により公表する。

その関係図書は、県土整備部土木局総合治水課並びに西播磨県民局光都土木事務所及び龍野土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

水 系 名	河 川 名	変更した事項
千種川水系	志文川	1 指定の区域 2 浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間 3 水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深



兵庫県告示第490号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和元年8月30日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区山田町下谷上地内



兵庫県告示第491号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和元年10月15日から同年12月25日まで

3 作業地域

姫路市、加古川市及び宍粟市の各一部



兵庫県告示第492号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）

2 作業期間

令和元年10月21日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

神戸市東灘区魚崎中町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の全域

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中佐治(6) I (124030152)	丹波市青垣町市原（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
遠阪(4) II (124030153)	丹波市青垣町遠阪（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥塩久(4) I (124030154)	丹波市青垣町奥塩久（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
口塩久(3) I (124030155)	丹波市青垣町口塩久（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
東芦田(4) II (124030156)	丹波市青垣町東芦田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
大稗(3) I (124030157)	丹波市青垣町大稗（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲土II (124030158)	丹波市青垣町稲土（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
山垣III (124030159)	丹波市青垣町山垣（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊

ヨシ川Ⅰ (224030123)	丹波市青垣町口塩久（別図9のとおり）	土石流
ナベクラ川Ⅲ (224030124)	丹波市青垣町稲土（別図10のとおり）	土石流

（別図1から別図10までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和元年10月23日（水）から同年11月6日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所青垣支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688
 - (3) 提出期限
令和元年11月6日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月6日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鮎原塔下(1)Ⅱ (106020331)	洲本市五色町鮎原塔下（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥飼浦(9)Ⅱ (106020332)	洲本市五色町鳥飼浦（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和元年10月23日（水）から同年11月6日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所及び洲本市五色庁舎
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5

(3) 提出期限

令和元年11月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月6日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成18年兵庫県告示第1250号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

中佐治(5) I (124030001) の項中別図1、岩本(2) I (124030003) の項中別図3、大稗 I (124030074) の項中別図122、大名草(5) I (124030080) の項中別図128、遠阪 I (124030119) の項中別図212、遠阪(2) I (124030120) の項中別図213、中佐治(4) I (124030127) の項中別図220、中佐治 II (124030140) の項中別図233、小稗川 I (224030059) の項中別図177、惣持川 I (224030063) の項中別図181、砂後谷川 I (224030070) の項中別図188、宮の奥谷川 II (224030116) の項中別図267を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年10月23日(水)から同年11月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所青垣支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和元年11月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月6日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第779号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

都志万歳(1) I (106020003) の項中別図273を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年10月23日(水)から同年11月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所及び洲本市五色庁舎

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和元年11月6日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月6日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中佐治(5) I (124030001)	丹波市青垣町市原（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
岩本(1) I (124030002)	丹波市青垣町市原（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
岩本(2) I (124030003)	丹波市青垣町市原（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
市原 I (124030004)	丹波市青垣町市原（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
森 I (124030005)	丹波市青垣町小倉（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小倉(1) I (124030006)	丹波市青垣町小倉（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小倉(2) I (124030007)	丹波市青垣町小倉（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上町 I (124030008)	丹波市青垣町小倉（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
寺内(2) I (124030010)	丹波市青垣町沢野（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

矢ノ内(1) I (124030013)	丹波市青垣町沢野 (別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
矢ノ内(2) I (124030014)	丹波市青垣町沢野 (別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
新町 II (124030015)	丹波市青垣町佐治 (別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
寺内(1) II (124030016)	丹波市青垣町沢野 (別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
奥塩久(1) II (124030017)	丹波市青垣町奥塩久 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
奥塩久(2) II (124030018)	丹波市青垣町奥塩久 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
奥塩久(3) II (124030019)	丹波市青垣町奥塩久 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
岩本 III (124030020)	丹波市青垣町市原 (別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
森 III (124030021)	丹波市青垣町小倉 (別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小倉 III (124030022)	丹波市青垣町小倉 (別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上町 III (124030023)	丹波市青垣町小倉 (別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
矢ノ内(1) III (124030024)	丹波市青垣町沢野 (別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
矢ノ内(2) III (124030025)	丹波市青垣町沢野 (別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
奥塩久 III (124030026)	丹波市青垣町奥塩久 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
口塩久(1) III (124030027)	丹波市青垣町口塩久 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
口塩久 I (124030029)	丹波市青垣町口塩久 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大野(1) I (124030032)	丹波市青垣町東芦田 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大野(2) I (124030033)	丹波市青垣町東芦田 (別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
芦谷 I (124030034)	丹波市青垣町東芦田 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
竹の内 I (124030035)	丹波市青垣町東芦田 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

光留谷Ⅰ (124030036)	丹波市青垣町東芦田(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
殿谷Ⅰ (124030037)	丹波市青垣町東芦田(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
芦生(1)Ⅰ (124030038)	丹波市青垣町東芦田(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
芦生(2)Ⅰ (124030039)	丹波市青垣町東芦田(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西芦田(2)Ⅱ (124030041)	丹波市青垣町西芦田(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
殿谷(1)Ⅱ (124030042)	丹波市青垣町東芦田(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
殿谷(2)Ⅱ (124030043)	丹波市青垣町東芦田(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
東芦田Ⅱ (124030044)	丹波市青垣町東芦田(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
芦生Ⅱ (124030045)	丹波市青垣町東芦田(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
新町Ⅲ (124030046)	丹波市青垣町西芦田(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
西芦田(1)Ⅲ (124030047)	丹波市青垣町西芦田(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
西芦田(2)Ⅲ (124030048)	丹波市青垣町西芦田(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西芦田(3)Ⅲ (124030049)	丹波市青垣町西芦田(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
口塩久(2)Ⅲ (124030050)	丹波市青垣町口塩久(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
田井縄Ⅲ (124030051)	丹波市青垣町田井縄(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
芦谷(1)Ⅲ (124030052)	丹波市青垣町東芦田(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
芦谷(2)Ⅲ (124030053)	丹波市青垣町東芦田(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
大野Ⅲ (124030054)	丹波市青垣町東芦田(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
芦谷(3)Ⅲ (124030055)	丹波市青垣町東芦田(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
殿谷Ⅲ (124030056)	丹波市青垣町東芦田(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり

東芦田(1)Ⅲ (124030057)	丹波市青垣町東芦田(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
東芦田(2)Ⅲ (124030058)	丹波市青垣町東芦田(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
東芦田(3)Ⅲ (124030059)	丹波市青垣町東芦田(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
明号Ⅰ (124030061)	丹波市青垣町稲土(別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
日向(2)Ⅰ (124030063)	丹波市青垣町稲土(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
西山Ⅰ (124030064)	丹波市青垣町稲土(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
文室Ⅰ (124030066)	丹波市青垣町文室(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
文室(2)Ⅰ (124030067)	丹波市青垣町文室(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
文室(3)Ⅰ (124030068)	丹波市青垣町文室(別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
惣持(2)Ⅰ (124030070)	丹波市青垣町惣持(別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
小稗(1)Ⅰ (124030071)	丹波市青垣町小稗(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
小稗(3)Ⅰ (124030073)	丹波市青垣町小稗(別図61の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
大稗Ⅰ (124030074)	丹波市青垣町大稗(別図62の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
大名草(2)Ⅰ (124030076)	丹波市青垣町大名草(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
大名草(3)Ⅰ (124030078)	丹波市青垣町大名草(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
大名草(5)Ⅰ (124030080)	丹波市青垣町大名草(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
桧倉Ⅰ (124030081)	丹波市青垣町桧倉(別図66の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
明号(1)Ⅱ (124030082)	丹波市青垣町稲土(別図67の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
明号(2)Ⅱ (124030083)	丹波市青垣町稲土(別図68の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
西山Ⅱ (124030084)	丹波市青垣町稲土(別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり

菅原(1)Ⅱ (124030085)	丹波市青垣町稲土(別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
菅原(2)Ⅱ (124030086)	丹波市青垣町稲土(別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
菅原(3)Ⅱ (124030087)	丹波市青垣町稲土(別図72の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
文室Ⅱ (124030089)	丹波市青垣町文室(別図73の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
惣持Ⅱ (124030090)	丹波市青垣町惣持(別図74の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
大稗Ⅱ (124030092)	丹波市青垣町大稗(別図75の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
一ノ瀬(1)Ⅱ (124030093)	丹波市青垣町大名草(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
一ノ瀬(2)Ⅱ (124030094)	丹波市青垣町大名草(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
一ノ瀬(3)Ⅱ (124030095)	丹波市青垣町大名草(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
一ノ瀬(4)Ⅱ (124030096)	丹波市青垣町大名草(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
一ノ瀬(5)Ⅱ (124030097)	丹波市青垣町大名草(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
一ノ瀬(6)Ⅱ (124030098)	丹波市青垣町大名草(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
大名草(1)Ⅱ (124030099)	丹波市青垣町大名草(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
大名草(2)Ⅱ (124030100)	丹波市青垣町大名草(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
大名草(3)Ⅱ (124030101)	丹波市青垣町大名草(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
明号(1)Ⅲ (124030102)	丹波市青垣町稲土(別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
明号(2)Ⅲ (124030103)	丹波市青垣町稲土(別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
日向Ⅲ (124030104)	丹波市青垣町稲土(別図87の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
明号(3)Ⅲ (124030105)	丹波市青垣町稲土(別図88の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
小稗Ⅲ (124030107)	丹波市青垣町小稗(別図89の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり

惣持Ⅲ (124030108)	丹波市青垣町惣持（別図90の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
大稗(1)Ⅲ (124030109)	丹波市青垣町大稗（別図91の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
大稗(2)Ⅲ (124030110)	丹波市青垣町大稗（別図92の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
大名草(1)Ⅲ (124030111)	丹波市青垣町大名草（別図93 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
一ノ瀬Ⅲ (124030112)	丹波市青垣町大名草（別図94 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
大名草(3)Ⅲ (124030113)	丹波市青垣町大名草（別図95 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
大名草(5)Ⅲ (124030114)	丹波市青垣町大名草（別図96 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
大名草(6)Ⅲ (124030115)	丹波市青垣町大名草（別図97 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
大名草(7)Ⅲ (124030116)	丹波市青垣町大名草（別図98 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
大名草(8)Ⅲ (124030117)	丹波市青垣町大名草（別図99 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
桧倉Ⅲ (124030118)	丹波市青垣町桧倉（別図100 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
遠阪Ⅰ (124030119)	丹波市青垣町遠阪（別図101 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
遠阪(2)Ⅰ (124030120)	丹波市青垣町遠阪（別図102 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
遠阪(3)Ⅰ (124030121)	丹波市青垣町遠阪（別図103 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
徳畑Ⅰ (124030122)	丹波市青垣町遠阪（別図104 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
平地Ⅰ (124030123)	丹波市青垣町山垣（別図105 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
向Ⅰ (124030124)	丹波市青垣町山垣（別図106 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
中佐治(1)Ⅰ (124030125)	丹波市青垣町中佐治（別図 107のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
中佐治(3)Ⅰ (124030126)	丹波市青垣町中佐治（別図 108のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
中佐治(4)Ⅰ (124030127)	丹波市青垣町中佐治（別図 109のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり

有河口 I (124030128)	丹波市青垣町中佐治 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
平野 I (124030129)	丹波市青垣町中佐治 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
中佐治(2) I (124030130)	丹波市青垣町中佐治 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
遠阪 II (124030131)	丹波市青垣町遠阪 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
和田 II (124030132)	丹波市青垣町遠阪 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
徳畑(1) II (124030133)	丹波市青垣町遠阪 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
徳畑(4) II (124030134)	丹波市青垣町遠阪 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
徳畑(5) II (124030135)	丹波市青垣町遠阪 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
平地 II (124030136)	丹波市青垣町山垣 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
上地 II (124030137)	丹波市青垣町山垣 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
下地(1) II (124030138)	丹波市青垣町山垣 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
下地(2) II (124030139)	丹波市青垣町山垣 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
中佐治 II (124030140)	丹波市青垣町中佐治 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
岡見 II (124030141)	丹波市青垣町中佐治 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
遠阪(1) III (124030142)	丹波市青垣町遠阪 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
遠阪(3) III (124030143)	丹波市青垣町遠阪 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
和田(1) III (124030144)	丹波市青垣町遠阪 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
和田(2) III (124030145)	丹波市青垣町遠阪 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
和田(3) III (124030146)	丹波市青垣町遠阪 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
徳畑(1) III (124030147)	丹波市青垣町遠阪 (別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり

徳畑(2)Ⅲ (124030148)	丹波市青垣町遠阪(別図130 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
平地Ⅲ (124030149)	丹波市青垣町山垣(別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
中佐治Ⅲ (124030150)	丹波市青垣町中佐治(別図 132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
岡見Ⅲ (124030151)	丹波市青垣町中佐治(別図 133のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
奥塩久(4)Ⅰ (124030154)	丹波市青垣町奥塩久(別図 134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
口塩久(3)Ⅰ (124030155)	丹波市青垣町口塩久(別図 135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
東芦田(4)Ⅱ (124030156)	丹波市青垣町東芦田(別図 136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
大稗(3)Ⅰ (124030157)	丹波市青垣町大稗(別図137 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
稲土Ⅱ (124030158)	丹波市青垣町稲土(別図138 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
山垣Ⅲ (124030159)	丹波市青垣町山垣(別図139 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
段ヶ端谷川Ⅰ (224030002)	丹波市青垣町小倉(別図140 のとおり)	土石流	別図140のとおり
市原谷川Ⅰ (224030005)	丹波市青垣町市原(別図141 のとおり)	土石流	別図141のとおり
清水川Ⅱ (224030015)	丹波市青垣町佐治(別図142 のとおり)	土石流	別図142のとおり
奥塩久谷川Ⅱ (224030017)	丹波市青垣町奥塩久(別図 143のとおり)	土石流	別図143のとおり
岩原谷川Ⅰ (224030019)	丹波市青垣町口塩久(別図 144のとおり)	土石流	別図144のとおり
口塩久北谷川Ⅰ (224030020)	丹波市青垣町口塩久(別図 145のとおり)	土石流	別図145のとおり
西地谷川Ⅰ (224030023)	丹波市青垣町田井縄(別図 146のとおり)	土石流	別図146のとおり
小室谷川Ⅰ (224030025)	丹波市青垣町東芦田(別図 147のとおり)	土石流	別図147のとおり
稗田川支川Ⅰ (224030026)	丹波市青垣町東芦田(別図 148のとおり)	土石流	別図148のとおり
東芦田川Ⅰ (224030030)	丹波市青垣町東芦田(別図 149のとおり)	土石流	別図149のとおり

芦生谷川 I (224030035)	丹波市青垣町東芦田 (別図 150のとおり)	土石流	別図150のとおり
南谷川 II (224030039)	丹波市青垣町口塩久 (別図 151のとおり)	土石流	別図151のとおり
大野 2 谷 II (224030047)	丹波市青垣町東芦田 (別図 152のとおり)	土石流	別図152のとおり
東芦田 1 谷 II (224030048)	丹波市青垣町東芦田 (別図 153のとおり)	土石流	別図153のとおり
東明号谷川 I (224030049)	丹波市青垣町稲土 (別図154 のとおり)	土石流	別図154のとおり
西明号谷川 I (224030050)	丹波市青垣町稲土 (別図155 のとおり)	土石流	別図155のとおり
日向谷川 I (224030051)	丹波市青垣町稲土 (別図156 のとおり)	土石流	別図156のとおり
日向小谷 I (224030052)	丹波市青垣町稲土 (別図157 のとおり)	土石流	別図157のとおり
上西山谷川 I (224030053)	丹波市青垣町稲土 (別図158 のとおり)	土石流	別図158のとおり
下西山谷川 I (224030054)	丹波市青垣町稲土 (別図159 のとおり)	土石流	別図159のとおり
天神山谷川 I (224030055)	丹波市青垣町稲土 (別図160 のとおり)	土石流	別図160のとおり
イヤノ谷川 I (224030058)	丹波市青垣町大稗 (別図161 のとおり)	土石流	別図161のとおり
小稗川 I (224030059)	丹波市青垣町小稗 (別図162 のとおり)	土石流	別図162のとおり
センヅク谷 I (224030060)	丹波市青垣町小稗 (別図163 のとおり)	土石流	別図163のとおり
センヅク谷川(1) I (224030061)	丹波市青垣町小稗 (別図164 のとおり)	土石流	別図164のとおり
惣持川 I (224030063)	丹波市青垣町惣持 (別図165 のとおり)	土石流	別図165のとおり
大杉谷川 I (224030067)	丹波市青垣町文室 (別図166 のとおり)	土石流	別図166のとおり
文室谷 I (224030068)	丹波市青垣町文室 (別図167 のとおり)	土石流	別図167のとおり
東文室谷川 I (224030069)	丹波市青垣町文室 (別図168 のとおり)	土石流	別図168のとおり
砂後谷川 I (224030070)	丹波市青垣町大名草 (別図 169のとおり)	土石流	別図169のとおり

菅原谷川Ⅱ (224030075)	丹波市青垣町稲土（別図170 のとおり）	土石流	別図170のとおり
西山2谷Ⅱ (224030078)	丹波市青垣町稲土（別図171 のとおり）	土石流	別図171のとおり
天神山谷Ⅱ (224030079)	丹波市青垣町稲土（別図172 のとおり）	土石流	別図172のとおり
上の東谷Ⅱ (224030082)	丹波市青垣町大稗（別図173 のとおり）	土石流	別図173のとおり
寺谷川Ⅱ (224030087)	丹波市青垣町大名草（別図 174のとおり）	土石流	別図174のとおり
錦谷川Ⅱ (224030089)	丹波市青垣町大名草（別図 175のとおり）	土石流	別図175のとおり
大名草2谷Ⅱ (224030090)	丹波市青垣町大名草（別図 176のとおり）	土石流	別図176のとおり
ゼナガ谷川Ⅱ (224030092)	丹波市青垣町大名草（別図 177のとおり）	土石流	別図177のとおり
遠阪1谷Ⅰ (224030095)	丹波市青垣町遠阪（別図178 のとおり）	土石流	別図178のとおり
コシキ谷川Ⅰ (224030096)	丹波市青垣町遠阪（別図179 のとおり）	土石流	別図179のとおり
朱銀奥上谷川Ⅰ (224030098)	丹波市青垣町遠阪（別図180 のとおり）	土石流	別図180のとおり
上奥山川Ⅰ (224030103)	丹波市青垣町山垣（別図181 のとおり）	土石流	別図181のとおり
下奥山川Ⅰ (224030104)	丹波市青垣町山垣（別図182 のとおり）	土石流	別図182のとおり
上地川Ⅰ (224030105)	丹波市青垣町山垣（別図183 のとおり）	土石流	別図183のとおり
山垣谷Ⅰ (224030106)	丹波市青垣町山垣（別図184 のとおり）	土石流	別図184のとおり
岡見谷川Ⅰ (224030109)	丹波市青垣町中佐治（別図 185のとおり）	土石流	別図185のとおり
応相寺谷川Ⅰ (224030111)	丹波市青垣町中佐治（別図 186のとおり）	土石流	別図186のとおり
皮田谷川Ⅱ (224030112)	丹波市青垣町遠阪（別図187 のとおり）	土石流	別図187のとおり
朱銀奥谷川Ⅱ (224030113)	丹波市青垣町遠阪（別図188 のとおり）	土石流	別図188のとおり
和田1谷Ⅱ (224030115)	丹波市青垣町遠阪（別図189 のとおり）	土石流	別図189のとおり

宮の奥谷川Ⅱ (224030116)	丹波市青垣町遠阪（別図190 のとおり）	土石流	別図190のとおり
一山谷川Ⅱ (224030119)	丹波市青垣町山垣（別図191 のとおり）	土石流	別図191のとおり
平野川Ⅱ (224030120)	丹波市青垣町中佐治（別図 192のとおり）	土石流	別図192のとおり
今出川(2)Ⅰ (224030122)	丹波市青垣町遠阪（別図193 のとおり）	土石流	別図193のとおり
ナベクラ川Ⅲ (224030124)	丹波市青垣町稲土（別図194 のとおり）	土石流	別図194のとおり

（別図 1 から別図194までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年10月23日（水）から同年11月6日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所青垣支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和元年11月6日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月6日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
都志米山(1)Ⅰ (106020001)	洲本市五色町都志米山（別図 1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
都志大浜Ⅰ (106020002)	洲本市五色町都志（別図2の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

都志万歳(1)Ⅰ (106020003)	洲本市五色町都志万歳(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
都志角川Ⅰ (106020004)	洲本市五色町都志角川(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
都志(1)Ⅱ (106020006)	洲本市五色町都志(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
都志大宮(2)Ⅱ (106020010)	洲本市五色町都志大宮(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
都志大日(2)Ⅱ (106020012)	洲本市五色町都志大日(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
都志角川(4)Ⅱ (106020017)	洲本市五色町都志角川(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
都志角川(5)Ⅱ (106020018)	洲本市五色町都志角川(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
都志角川(6)Ⅱ (106020019)	洲本市五色町都志角川(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
都志大日(1)Ⅲ (106020023)	洲本市五色町都志大日(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
都志大日(2)Ⅲ (106020024)	洲本市五色町都志大日(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
都志大日(3)Ⅲ (106020025)	洲本市五色町都志大日(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
都志角川Ⅲ (106020026)	洲本市五色町都志角川(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鮎原吉田Ⅰ (106020028)	洲本市五色町鮎原吉田(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
鮎原南谷(2)Ⅰ (106020030)	洲本市五色町鮎原南谷(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
鮎原中邑(2)Ⅱ (106020037)	洲本市五色町鮎原中邑(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
鮎原中邑(3)Ⅱ (106020038)	洲本市五色町鮎原中邑(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
鮎原吉田(1)Ⅱ (106020040)	洲本市五色町鮎原吉田(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
鮎原吉田(2)Ⅱ (106020041)	洲本市五色町鮎原吉田(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
鮎原吉田(3)Ⅱ (106020042)	洲本市五色町鮎原吉田(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

鮎原吉田(4)Ⅱ (106020043)	洲本市五色町鮎原吉田(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鮎原吉田(5)Ⅱ (106020044)	洲本市五色町鮎原吉田(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鮎原吉田(6)Ⅱ (106020045)	洲本市五色町鮎原吉田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
鮎原吉田(7)Ⅱ (106020046)	洲本市五色町鮎原吉田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鮎原吉田(8)Ⅱ (106020047)	洲本市五色町鮎原吉田(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
鮎原吉田(9)Ⅱ (106020048)	洲本市五色町鮎原吉田(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
鮎原吉田(10)Ⅱ (106020049)	洲本市五色町鮎原吉田(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
鮎原南谷(2)Ⅱ (106020052)	洲本市五色町鮎原南谷(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
鮎原下(1)Ⅱ (106020054)	洲本市五色町鮎原下(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
鮎原下(2)Ⅱ (106020055)	洲本市五色町鮎原下(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
鮎原上(1)Ⅱ (106020056)	洲本市五色町鮎原上(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鮎原上(2)Ⅱ (106020057)	洲本市五色町鮎原上(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
鮎原上(3)Ⅱ (106020058)	洲本市五色町鮎原上(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
鮎原上(5)Ⅱ (106020060)	洲本市五色町鮎原上(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
鮎原塔下(2)Ⅱ (106020061)	洲本市五色町鮎原塔下(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
鮎原塔下(6)Ⅱ (106020065)	洲本市五色町鮎原塔下(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
鮎原塔下(7)Ⅱ (106020066)	洲本市五色町鮎原塔下(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
鮎原塔下(8)Ⅱ (106020067)	洲本市五色町鮎原塔下(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
鮎原塔下(9)Ⅱ (106020068)	洲本市五色町鮎原塔下(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
鮎原小山田(3)Ⅱ (106020073)	洲本市五色町鮎原小山田(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり

鮎原栢野(1)Ⅱ (106020074)	洲本市五色町鮎原栢野(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
鮎原栢野(2)Ⅱ (106020075)	洲本市五色町鮎原栢野(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
鮎原栢野(3)Ⅱ (106020076)	洲本市五色町鮎原栢野(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
鮎原栢野(4)Ⅱ (106020077)	洲本市五色町鮎原栢野(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
鮎原吉田(1)Ⅲ (106020079)	洲本市五色町鮎原吉田(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
鮎原吉田(3)Ⅲ (106020081)	洲本市五色町鮎原吉田(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
鮎原塔下(1)Ⅲ (106020082)	洲本市五色町鮎原塔下(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
鮎原三野畑Ⅲ (106020087)	洲本市五色町鮎原三野畑 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
鮎原栢野Ⅲ (106020088)	洲本市五色町鮎原栢野(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
広石中(1)Ⅰ (106020089)	洲本市五色町広石北(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
鳥飼浦(1)Ⅱ (106020097)	洲本市五色町鳥飼浦(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
鳥飼浦(3)Ⅱ (106020099)	洲本市五色町鳥飼浦(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
鳥飼上(5)Ⅱ (106020104)	洲本市五色町鳥飼上(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
鳥飼上(6)Ⅱ (106020105)	洲本市五色町鳥飼上(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
鳥飼浦(5)Ⅱ (106020106)	洲本市五色町鳥飼浦(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
鳥飼浦(7)Ⅱ (106020107)	洲本市五色町鳥飼浦(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
鳥飼浦(2)Ⅲ (106020111)	洲本市五色町鳥飼浦(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
鳥飼浦(3)Ⅲ (106020112)	洲本市五色町鳥飼浦(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
上塚(1)Ⅱ (106020115)	洲本市五色町上塚(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
上塚(2)Ⅱ (106020116)	洲本市五色町上塚(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり

鮎原塔下(1)Ⅱ (106020331)	洲本市五色町鮎原塔下(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
鳥飼浦(9)Ⅱ (106020332)	洲本市五色町鳥飼浦(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
大日川Ⅱ (206020002)	洲本市五色町都志大日(別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり
栢野川Ⅰ (206020004)	洲本市五色町鮎原栢野(別図65のとおり)	土石流	別図65のとおり
鮎原塔下南谷Ⅱ (206020006)	洲本市五色町鮎原塔下(別図66のとおり)	土石流	別図66のとおり
鮎原塔下北谷Ⅱ (206020007)	洲本市五色町鮎原塔下(別図67のとおり)	土石流	別図67のとおり
吉田西谷Ⅱ (206020011)	洲本市五色町鮎原吉田(別図68のとおり)	土石流	別図68のとおり

(別図1から別図68までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年10月23日(水)から同年11月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所及び洲本市五色庁舎

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和元年11月6日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月6日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧

平成30年兵庫県告示第703号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

清荒神Ⅰ(115000132)の項中別図41を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年10月23日(水)から同年11月6日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

(3) 提出期限

令和元年11月 6 日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 1 月 6 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ライフさくら夙川店

所在地 西宮市御茶家所町76-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ライフコーポレーション

住所 東京都中央区日本橋本町三丁目 6 番 2 号

代表者の氏名 岩 崎 高 治

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 東京都中央区日本橋本町三丁目 6 番 2 号 岩 崎 高 治

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2 年 5 月 25 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,440平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

74台

(2) 駐輪場の収容台数

110台

(3) 荷さばき施設の面積

60平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

14.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ライフコーポレーション	午前7時	翌午前2時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から翌午前2時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和元年9月24日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和元年10月15日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年2月17日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジャンボスクエア川西
所在地 川西市栄町813番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 合同会社西友
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号
代表者の氏名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー
- 3 変更事項
 - (i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 合同会社西友
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号
代表者の氏名 上垣内 猛
 - イ 変更後
名称 合同会社西友
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西エコー	大阪市天王寺区小橋町2-1	伊 藤 豊
ウォッチリペアニシヤマ	大阪市住之江区南港東1-6-2-415	西 山 茂 樹
株式会社フォルムアイ	大阪市北区天神橋1-11-1	井 上 清 嗣

外1者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西エコー	大阪市天王寺区小橋町2-1	伊 藤 豊
ウォッチリペアニシヤマ	大阪市住之江区南港東1-6-2-415	西 山 茂 樹
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	白 井 俊 之

外5者

4 変更年月日

平成31年3月15日ほか

5 届出年月日

令和元年9月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年10月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年2月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友多田店

所在地 川西市緑台五丁目1-108

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 上垣内 猛

イ 変更後

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 上垣内 猛

イ 変更後

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

4 変更年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年9月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年10月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年2月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年10月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 洲本グレイン

所在地 洲本市桑間681番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

大平産業株式会社 洲本市桑間681番地 倉本 健次

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称

住所

代表者の氏名

|            |                  |         |
|------------|------------------|---------|
| 大平産業株式会社   | 洲本市桑間681番地       | 倉 本 健 次 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 大 塚 秀 昭 |
| 株式会社神戸物産   | 加古郡稲美町中一色883番地   | 沼 田 博 和 |
| (2) 変更後    |                  |         |
| 名称         | 住所               | 代表者の氏名  |
| 大平産業株式会社   | 洲本市桑間681番地       | 倉 本 健 次 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 多 田 高 志 |
| 株式会社神戸物産   | 加古郡稲美町中一色883番地   | 沼 田 博 和 |

4 変更年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

令和元年9月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年10月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年2月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年10月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ICTスクールコンピュータ 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和2年2月1日（土）から令和7年1月31日（金）まで（60箇月）

(4) 納入場所

兵庫県立東灘高等学校ほか、172箇所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 牛尾  
電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和元年10月15日（火）から同月29日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札の日時  
令和元年11月22日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室
- エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和元年11月21日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札  
兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間  
令和元年10月15日（火）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年10月29日（火）は午後4時までとする。）
- イ 入札の日時  
令和元年11月15日（金）午後5時から同月22日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間  
令和元年10月16日（水）から同年11月8日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）  
なお、電子入札システムによる場合は、令和元年10月16日（水）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年10月29日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
- イ 受付場所  
前記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類  
カタログ等の仕様を確認できる書類
- エ 提出方法  
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果  
令和元年11月15日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年11月20日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年12月6日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Personal computers for ICT in schools (leasing contract)



- (3) Lease period: February 1, 2020 - January 31, 2025
- (4) Delivery location:  
Hyogo Prefectural Higashinada Senior High School and other 172 places (details are described in the specification)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 29, 2019
- (6) Deadline for tender:  
14:00 November 22, 2019 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 November 21, 2019 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms.ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4937



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
令和元年10月15日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

**1 調達内容**

- (1) 調達物品及び数量  
校務用パソコン 一式 (賃貸借)
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
令和2年2月1日(土)から令和8年1月31日(土)まで(72か月)
- (4) 納入場所  
兵庫県立東灘高等学校ほか、172箇所(詳細は仕様書のとおり)
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 入札の参加申込み及び入札の方法等**

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 書面による入札
  - ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年10月15日（火）から同月29日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和元年11月22日（金）午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和元年11月21日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和元年10月15日（火）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年10月29日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和元年11月15日（金）午後5時から同月22日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和元年10月16日（水）から同年11月8日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和元年10月16日（水）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和元年10月29日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和元年11月15日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年11月20日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社と

の間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年12月6日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Personal computers for teachers to do school work (leasing contract)

(3) Lease period: February 1, 2020 - January 31, 2026

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Higashinada Senior High School and other 172 places (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 29, 2019

(6) Deadline for tender:

15:00 November 22, 2019 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 November 21, 2019 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4937

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年10月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

#### 1 調達内容

- (1) 件名  
免許台帳ファイリングシステム等賃貸借
- (2) 契約期間  
令和2年3月1日（日）から令和7年2月28日（金）まで
- (3) 履行場所及び仕様  
入札説明書による。
- (4) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 水野  
電話 (078) 341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和元年10月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和元年11月19日（火）午前10時 兵庫県警察本部6階603会議室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令

和元年11月18日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年11月18日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和元年10月29日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年11月26日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihisa Kato, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Driver's license ledger filing system and the like

- (3) Lease period:  
From March 1, 2020 through February 28, 2025
- (4) Lease place:  
Hyogo Prefectural Police HQ and designated places
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 October 29, 2019
- (6) Deadline for tender:  
17:00 November 18, 2019 by mail  
10:00 November 19, 2019 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ayako Mizuno, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2253

正 誤

○平成19年6月19日付け（兵庫県公報第1885号）  
兵庫県告示第714号（土砂災害警戒区域の指定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                | (正)                             |
|-------|-------|--------------------|---------------------------------|
| 19    | 上から6  | 揖保郡太子町糸井（別図12のとおり） | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市勝原区朝日谷（別図12のとおり） |
| 19    | 上から10 | 揖保郡太子町糸井（別図13のとおり） | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市網干区和久（別図13のとおり）  |